

関原発 第194号
2022年 7月 1日

経済産業大臣
萩生田 光一 殿

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

美浜発電所第3号機原子力発電工作物に係る
使用前検査申請書の記載内容変更について

2022年3月25日付け関原発第595号で申請(2022年3月30日付け関原発第608号及び2022年5月30日付け関原発第109号で申請書の記載内容変更)しました美浜発電所第3号機原子力発電工作物に係る使用前検査申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、原子力発電工作物の保安に関する命令第19条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前検査申請書

美浜発電所第3号機

使用前検査申請書番号

関原発第595号(2022年 3月25日)

以下、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

関原発第608号(2022年 3月30日)

関原発第109号(2022年 5月30日)

2. 変更内容及び理由

2. 1 使用前検査申請書

(変更前)

代表者の氏名 執行役社長 森本 孝

2022年5月30日付け関原発第109号の申請書記載事項

原子炉等規制法第43条の3 の11第1項の検査 のための申請をした場 合は、その年月日	2022年 3月25日 2022年 3月30日 2022年 5月30日
--	---

(下線は変更部分)

(変更後)

代表者の氏名 執行役社長 森 望

原子炉等規制法第43条の3 の11第1項の検査 のための申請をした場 合は、その年月日	2022年 3月25日 2022年 3月30日 2022年 5月30日 <u>2022年 7月 1日</u>
--	---

(下線は変更部分)

2. 2 添付資料-1 工事の工程に関する説明書
変更なし2. 3 添付資料-2 工事の工程における放射線管理に関する説明書
変更なし

変更理由

2022年6月28日付けをもって当社執行役社長が交代したため、代表者の氏名を変更する。

併せて、「原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日」の申請日を追加する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、使用前検査申請書中「原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日」とあるのは「原子炉等規制法第43条の3の11第3項の確認のための申請をした場合は、その年月日」と読み替えるものとする。